



一般社団法人

日本雇用環境整備機構

-情報交流制度加盟員専用-

2019 年
7 月号

発行日 令和元年 7 月 25 日 (第 4 号)
(月1回/毎月 25 日発刊)
発行元 日本雇用環境整備機構事務局
東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともしビル

特集：『難病を抱える労働者の雇用において
管理職が知っておくべき知識』
/石井京子（本機構理事長）

JEEニュース第4号発刊にあたって

本年 4 月より情報交流制度加盟員の皆様に JEE ニュース（定期発行メルマガ）は育児・障害・エイジレスに関わる様々な情報をお届けしています。今回の特集では難病を抱える労働者の雇用において、管理者及び一緒に働く方々が知っておきたい知識をご紹介します。

第二種『障害者雇用』の講習会の中でもご説明していますが、広義の意味での『障害者』には障害者手帳の保有の有無を問わず、精神障害のある方、難病のある方々も含まれます。難病については国をあげて医療費負担の軽減と、治療を継続しながらも社会参加できるような総合的支援を進めることが重要とされています。治療を続けながら就業する難病を抱える従業員も少なくないものと思われます。『事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン』（厚生労働省）も作成されていますの

で、難病等に関する知識を得るとともに、難病を抱える従業員への適切な対応を考える機会にいただければと思います。

本機構は引き続き全国の企業・団体等で活躍する雇用環境整備士の皆様の知識向上の一助となりますよう、最新情報をお伝えしてまいります。加盟員の皆様は本誌により制度変更や法律改正等の最新情報を常に確認していただければと思います。まだご加盟されていない方は是非ご検討をお願いします。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

—理事長 石井京子—

本機構のホームページをご覧になったことがありますでしょうか？WEB上でも色々な情報、メルマガバックナンバー、Q&A など有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.jee.or.jp>

育児・障がい・エイジレス雇用の国内推進を目的として、受け入れる企業側に適正な雇用環境の整備を行っています。
一般社団法人
日本雇用環境整備機構
Japan Employment Environment Improvement Organization

03-3379-5597

受付時間：10:00~17:00

お問い合わせ



お問合せ先 : Mail. info@jee.or.jp
TEL.03-3379-5597
FAX.03-3379-5596

編集 日本雇用環境整備機構 事務局（メルマガ担当係）
発行 日本雇用環境整備機構 <http://www.jee.or.jp>
本機構は育児・障害・エイジレス雇用促進団体です（所管：内閣府）
※公式ホームページからバックナンバーも閲覧できます。



@jee_twt



@日本雇用環境整備機構

(C)2019 JEE Org

特集

『難病を抱える労働者の雇用において 管理職が知っておくべき知識』

一般社団法人日本雇用環境整備機構 理事長 石井京子

はじめに

難病とは国が治療や研究を進めている希少な難治性の疾患です。難病という言葉を知ると、治りにくい病気という印象を持つ人もいるかもしれませんが、実際は、医療の進歩などこれまでの難病対策の成果により、日常生活において全面的な介助を必要とする人は一部で、症状が安定し、ほぼ問題なく日常生活を送る人も増えています。適切な対応を行うことで、症状を安定させながら普通の日常生活を送ることができる方が増えていることに加え、近年では治療と仕事の両立支援が本格化していますので、就業しながら治療と両立させる難病のある方も少なくありません。難病と一口に言いますが、一般的にはまだよく知られていない様々な種類の難病があります。

難病とは

平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象に、難病等）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130 疾病)としていました。その後の指定難病の検討等を踏まえ、平成 30 年 4 月から 359 疾病に拡大されています。

難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認します。様々な難病の中から、今回は潰瘍性大腸炎とクローン病を例としてご紹介

します。

原因不明の慢性の病気である潰瘍性大腸炎とクローン病は炎症性腸疾患（IBD：Inflammatory bowel disease）と総称される慢性の炎症性疾患で、厚生労働省から難病に指定されています。炎症性腸疾患患者さんの一部には障害者手帳を保有している方がいます。

炎症性腸疾患患者は従来、欧米諸国に多く見られましたが、日本や中国といったアジアの国においても、西洋の食文化を取り入れるようになって以降、患者数が増加していることが報告されています。未だ発症原因が不明ですが、適切な治療により、症状のない「寛解」状態に回復することは可能で、多くの患者さんは就労し、普通の方と同様の生活を送ることができると考えられています。

どちらも原因不明の慢性の病気である潰瘍性大腸炎とクローン病は患者数が年々増加していますが、潰瘍性大腸炎は大腸の粘膜に慢性の炎症、潰瘍、びらんが起きます。炎症は多くの場合、直腸から始まり、大腸全体にまで広がる場合があります。主な症状は、血便、粘血便、下痢、腹痛です。重症化すると十分な栄養吸収ができず体重が減少したり、炎症部分からの出血により貧血となったりすることもあります。炎症を抑えたりコントロールしたりするために薬剤による治療が行われます。20 代から 30 代の若年者に発症しやすく、発症年齢のピークは男性が 20～24 歳、女性が 25～29 歳といわれています。しかし、小児や 50 歳以上でも幅広い年齢層で発症する可能性があります。患者数は 167,872 人(2016 年)*です。

クローン病は小腸や大腸などの消化管に炎症が起きることによりびらんや潰瘍ができる原因不明の慢性の病気です。主な症状としては、腹痛、下痢、血便、発熱、肛

潰瘍性大腸炎医療受給者証交付件数の推移



この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

門付近の
ン病は
病気で
りやす
因はわ
(2016
* 特定医
これらの
者さん
る人が
器官ス

申請すると、身体障害（直腸機能障害）として認定されます。また、クローン病の方の中で、小腸切除または小腸疾患により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難なため、随時中心静脈栄養法又は経腸栄養法で行う必要がある方の場合には小腸機能障害の認定を受ける方がいます。これらの理由で身体障害者手帳を保有している方は、一般就労で就業後に発症し障害者手帳を保有することになった方もいれば、障害者手帳取得後に障害者枠で就職していることもあります。

の困り事とそれを改善するための措置としての配慮要請を自ら申し出る必要があり、自分の病気や体調について相手が理解できるように適切に説明し、理解を得ること求められます。

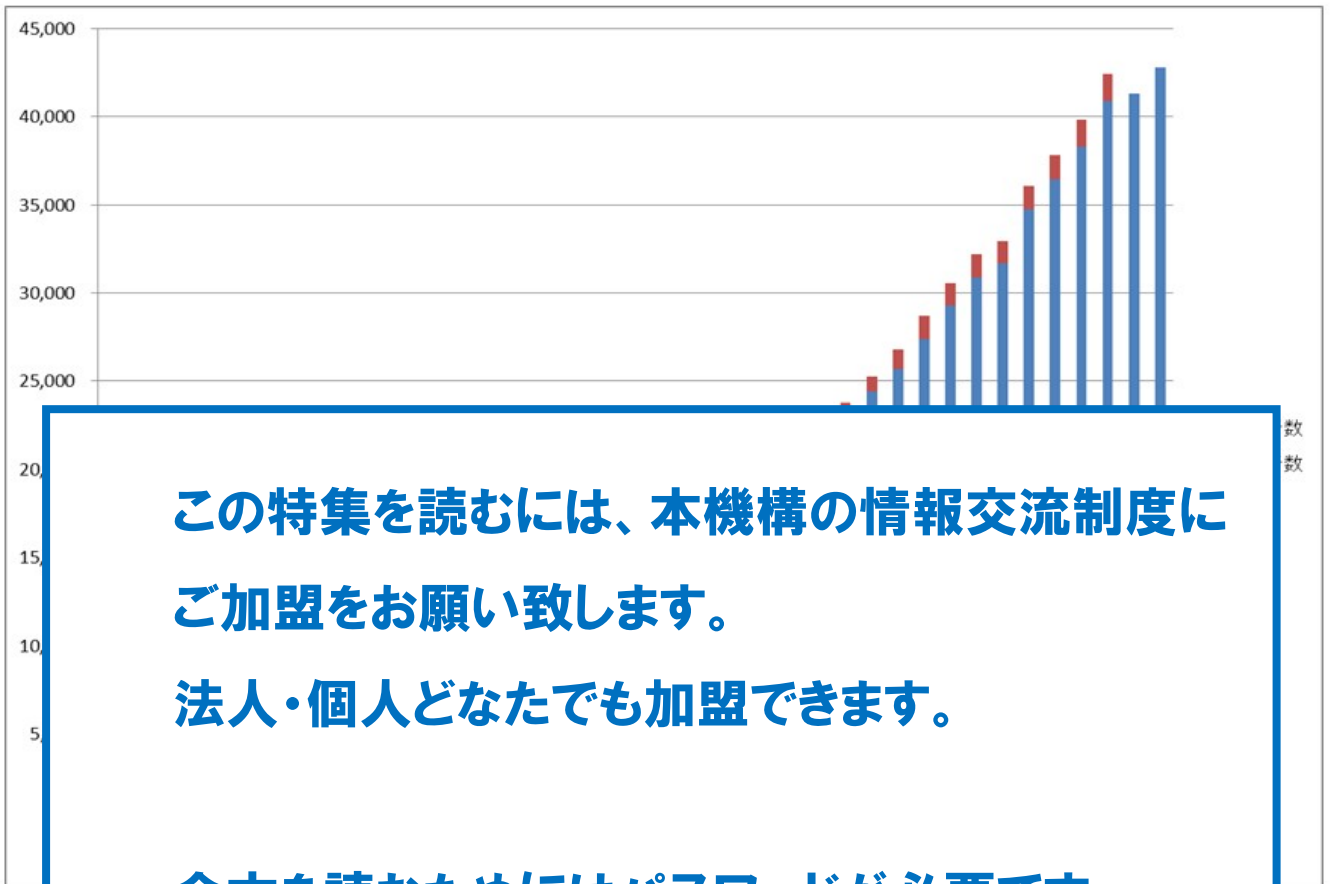
炎症性腸疾患患者さんの希望する配慮

潰瘍性大腸炎及びクローン病の患者の主な配慮としては、通院への配慮、残業時間の軽減や炎天下での作業や重労働を求めないなどの体調への配慮がまず挙げられます。

者数
者数

対して
「提供」
の有無
けてい
害のあ
念じた
配慮の
て異な
配慮を
る事業
自分

クローン病医療受給者証交付件数の推移



この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

① 通院
潰瘍性大
対応でき
大学病院
いるため
間かかり
で入れる
めに、1

② 残業
潰瘍性大
の状況に

腹痛、下痢などの症状が頻繁になります。下痢が続けば体力も奪われますので、体調が悪いときにはもちろんのこと、常日頃から体調管理のために規則正しい生活を送ることが重要です。一時的に残業をこなしたとしても、恒常的に残業が続くと体力へ負荷がかかりますので、体力への影響を考えて、残業が少ないことを希望する方は少なくないでしょう。

③ トイレ等

体調が悪くないときは、一般の方と比較してもそれほど

数
数

症状
時に
す。
とい
方も
トイレ
活用
きに
いた
ます。

④ ストーマ（人工肛門）を造設している場合

様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを人工肛門・人工膀胱といいます。人工肛門・人工膀胱のことを総称してストーマといいます。ストーマを持っている人のことを『オストメイト』と呼びます。ストーマは排泄を自分でコントロールできません。ほとんどのオストメイトが、お腹につけた装具で便や尿を溜めて処理しています。装具に溜まったら捨てる必要がありますので、処理するための時間が多少かかることがあります。

公共のトイレでオストメイト対応のトイレであることを示すマーク*を見たことがある方もいらっしゃるのではないのでしょうか？



【プライバシーへの配慮】

特に女性の場合、排泄に関わることは周囲の方々に知られたくない、一緒に働く方々に障害を開示したくないと、一緒に働く方々への障害の非開示を希望する人も少なく

あります。

するの

示する

ついて

に行く

時間等

うな職

⑤ 食事

IBD患

脂質の

ン病の

瘍性大

の摂り

合った

工夫し

や不溶

寛解期

大丈夫

の量や

障害が

りに成

の育っ

の状況などによっても大きく左右されます。そのため、まずは自分に合う食品、合わない食品を見極めることが重要で、患者さんは栄養士等の専門家に相談しながら自己管理を行っています。

体調の良いときは、1日1回位の外食も可能です。但し、1日の脂質の摂取量を超えないように、残りの2食を脂質が低めになるよう調整しています。食べたい気持ちを我慢している若い年代の患者さんも少なくありませ

ん。楽しい飲み会でも食事を抑制する必要がありますので、飲み過ぎ、食べ過ぎにならないよう常に節制している患者さんのことをご理解いただければと思います。

【IBD 患者さんの求める配慮の申し出の例】

- ・お腹を下しやすいので、他の方よりトイレに行く回数が少し多いかもしれません。食事の代わりに成分栄養剤を摂取しています。ペットボトルに入れて少しずつ摂取しますが、就業時間中に摂取を認めていただけると助かります。

- ・飲み会への参加は可能ですが、食事制限がありますので、食べられない物が数多くあります。自分が食べら

ので、

が重要

温多湿

ら、入

周囲の

ない気

細やか

す。特

頁から

と入院

急な

て他の

いる患

極力

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

シ

この特集を読むには、本機構の情報交流制度にご加盟をお願い致します。

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

ご加盟されている方には隠部を解除するためのパスワードを毎月お届けしております。

情報交流制度加盟の詳細は下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

シンプルな食事（おにぎりや素うどん等）で済ませる人がいます。「おにぎりだけじゃ、栄養が足りないでしょ」等の助言を頂いてもIBD患者さんには役立ちません。飲み会に参加することは可能ですが、食事の制限がありますので、食べ物を勧められても食べられない物もあります。食事の代わりに成分栄養剤を摂取する場合は、口からの摂取、鼻からチューブによる摂取する方法等があります。この成分栄養剤はドロリとしていて、一気に飲みほせる物ではありません。ペットボトルなどの容器に

入れて、少しずつ摂取します。会社のデスクの引き出しには、成分栄養剤とボトル、成分栄養剤を溶かす水を常備していることがあるかもしれません。

在職中に難病を発症した患者の雇用継続などの総合的な支援を行っています。

■難病相談支援センター一覧

<http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361#TOKYO>

多様な働き方の広がり

「少
両立な
するわ
により
様な働
進めら
自宅、
移動中
外で働
ながら
を継続
勤務、
務は、
などを
わせた
ことで

**この特集を読むには、本機構の情報交流制度に
ご加盟をお願い致します。**

法人・個人どなたでも加盟できます。

全文を読むためにはパスワードが必要です。

**ご加盟されている方には隠部を解除するための
パスワードを毎月お届けしております。**

情報交流制度加盟の詳しくは下記ご覧ください。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

難病に
① 難病
難病の
応じ、
の都道
難病の

就労支援等関係機関（ハローワーク、障害者職業センター、就業・生活支援センター等）と連携して就労・相談支援を実施しています。

② ハローワーク専門援助部門等

障害のある方だけでなく難病患者さんにも対応しています。障害者職業センター、地域の就労支援センター、障害者就業・生活支援センター等が障害や難病のある方の自立・安定した職業生活の実現を目指す支援機関です。

③ 難病患者就職サポーター

難病についての知識を有する専門職員が一部のハローワーク窓口配置され、難病相談支援センターと連携しながら相談に対応します。就職を希望する難病患者さんに対し、症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、

患（I
易で必
現在指
れてい
の難病
違うと
さんひ
には、
要で、
す。障
とり一
障害
とり一
きやす
申し

〓 石井京子基調講演 〓

『発達障害のある人の面接・採用のために役員・管理職及び人事担当者が知っておくべき知識講習会』

東京・長野・富山・仙台にて行います。

詳細またはお申し込みは以下から。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

プロフィール

石井 京子（いしいきょうこ）

上智大学卒業後、通信会社を経て、障害者雇用に関するコンサルティングサービスを数多くの企業に提供。障害のある方のキャリア相談他、発達障害と就労に関する講演や執筆活動を行う。発達障害と就労に関する執筆書籍として、『発達障害の人の就活ノート』をはじめシリーズ化（弘文堂より現在までに10冊が発刊）するなど多数。2010年一般社団法人日本雇用環境整備機構理事長に就任。



【経歴は機構 HP 参照】

☆☆国家公務員 法定雇用率ほど遠く☆☆

『人事院は、障害者のみを対象にした初の国家公務員試験に七百五十四人が合格したと発表した。本人が辞退しない限り、全員を中央省庁や出先機関の常勤職員として雇用する。試験は省庁の障害者雇用増し問題を受けて初めて実施。「良い人材が多く集まった」として当初の採用予定より七十八人増やしたが、受験申込者数に対する倍率は約十二倍の狭き門となった。

ただ法律で定められた障害者雇用率2.5%の達成には、今回も合わせ約四千人の採用が必要。人事院が今秋にも二回目の一斉採用試験を実施するほか、

各省庁も非常勤職員を含めて人材を確保し、今年末までの達成を目指す。省庁別の合格者数は、最多の国土交通省が174人、次いで法務省138人、国税庁90人。内閣府は7人で、予定の24人を大幅に下回った。採用しようとした人が他省庁への就職を選択した例があったという。障害の種類は精神障害57.3%、身体障害42.3%、知的障害0.4%。勤務地域は関東甲信越365人、近畿83人、東海北陸67人などとなっている。勤務開始時期は本人の意向に合わせる。今後の課題は働きやすい環境を速やかに整えることが求められる。』（2019.3.22付 東京新聞）

昨年、中央官庁の障害者雇用の水増し問題が世間を賑わせました。それから今日に至るまでに数多くの障害者が採用されました。事の重大さから採用活動は急がれ、直近までに約2,500名の障害者が採用されたのですが、それでも法定雇用率に達するには至りませんでした。また、5月30日の参院厚労委員会において、16機関で131人が既に離職していたことが明らかになりました（5月30日付 共同通信より）。折角採用したのに1年も経たないうちに、それほどの数の人が去りました。法令遵守の早期達成を目指すばかりに、

※20人以上が合格した省庁 障害者試験・主な省庁の合格者数	国土交通省	174人
	法務省	138
	国税庁	90
	防衛省	61
	農林水産省	33
	財務省	31
	厚生労働省	28
	林野庁	24
	経済産業省	22
	特許庁	21

数合わせ的な採用をしてしまったと言われても致し方ないようにも思えます。そして、この離職の事実も当初から危惧されていたことの1つでした。当事者の退職に際しては、さまざまな理由があるため、必ずしも職場側だけに原因があったとは言えません。ただ、早期の対応であったため受け入れ側も戸惑い、十分な準備も整っていなかった所があったのかもしれませんが。官公庁のお仕事となると、一般企業で働いてきた人にとっては違和感をもつこともあるのかもしれませんが。任せたいと職域開拓しても、相互の思惑が食い違っていたこともあるかもしれません。障害特性に合うように考慮しつつ、本人と仕事や職場環境とのマッチングを試みようとすると、より細やかに見比べて見極めをしないとイケなかったのではないかと考えられます。先月成立したばかりの「改正障害者雇用促進法」の中には、国及び地方公共団体の責務明確化や障害者雇用推進者・職業生活相談員の選任、任免公表・免職届出、活躍促進計画の作成公表、雇用率未達時の予算減額などが盛り込まれています。これにより今後は障害者雇用に関する責任が目に見える形となることから、より慎重な採用活動はじめ、細やかな雇用管理が問われることでしょう。そして、官民間問わず、障害者の安定した雇用を生み出すためには、職場環境の整備、管理者や同僚らの支援力の一層の向上が求められることも忘れないようにしましょう。

雇用環境整備整備士クイズ

Q. 育児中労働者の雇用に関して次のうち正しいものはどれでしょう。

第Ⅰ種の整備士の方は是非試してみてください。

①産休・育休を取得するのは男女共に平等に認められている権利である。

②産前6週間、産後8週間は労働に従事させてはならないとされているが、妊婦本人が希望した場合、禁止期間内であっても会社は労働を許可することが出来る。

③職場に妊婦がいる場合でも、障害者雇用のように企業に合理的配慮義務は法律上定められていない。



④パパママ育休プラス制度とは、夫婦が同時に育休を取得した場合にプラスアルファの助成金が支給される制度の事である。

(答えは最終ページ)

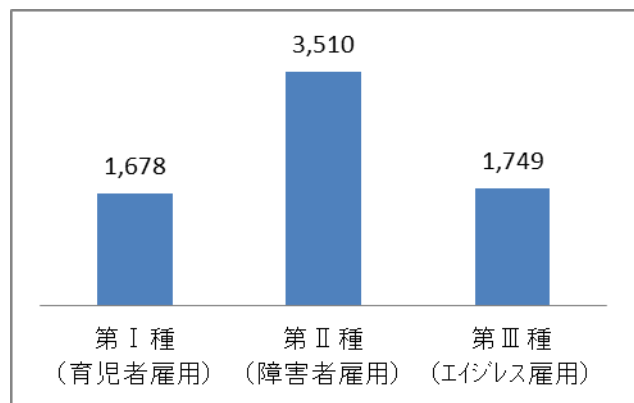
☆☆雇用環境整備士資格講習会のお知らせ☆☆

本機構が認定する**雇用環境整備士**とは、育児・障がい・エイジレス対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のための専門知識者資格です。Ⅰ種（育児者雇用）・Ⅱ種（障害者雇用）・Ⅲ種（エイジレス雇用）の3種の専門知識者を養成しています。今夏より第Ⅳ種（学生雇用）が創設され、今冬（又は来季）より第Ⅴ種（外国人雇用）の創設も予定されています。



雇用環境整備士資格者証（カードタイプ見本）

育児・障害・エイジレスの雇用はこれからの時代企業としては避けては通れない必須事項になります。しかし、いざ雇ってみたのはいいいけれど、どう活用したらよいか分からない、どういう特性があってどういう配慮をしたらよいか分からない。企業がこれでは労働者が気持ちよく働くことはできませんし、最悪の場合は労働争議・訴訟に発展なんてことになったら、雇用したこと自体が大失敗になってしまいます。そうならないために、職場の環境を整備できる専門知識者を社内に設置しておくことが必要なのです。先頭に立って陣頭指揮を執り雇用環境を整備できる者がいまこそ社内に求められています。その役割を担うのが雇用環境整備士です。現在、**全国に6,937名**（H31.3.31時点）の整備士が認定・登録され各企業の中で活躍しています。



雇用環境整備士の科目別資格者数（全国）

職場でのトラブルは育児・障害・エイジレスの雇用だけではありません。今夏は**第4種（学生雇用）**が創設されます。学生を雇用し適正な雇用環境を整備するために、学生労働（中学生・高校生・大学生・夜間学生等）の現状と課題、関係法令解説、好事例解説などを主幹に雇用主が知っておくべき知識養成の内容となります。

今夏の開催予定は以下の通りです（7都市20開催）。

現在、全会場受付中。長野県・富山県は初開催。日曜日の開催（8/4）も初となります。

開催地	開催科目	開催日程（予定）
大阪	2種（障害者雇用）	*開催終了しました
〃	3種（エイジレス雇用）	*開催終了しました
〃	4種（学生雇用）	*開催終了しました
〃	1種（育児者雇用）	令和元年7月26日（金）
名古屋	4種（学生雇用）	令和元年7月30日（火）
〃	2種（障害者雇用）	令和元年7月31日（水）
〃	1種（育児者雇用）	令和元年8月1日（木）
東京	2種（障害者雇用）	令和元年8月4日（日）
長野	2種（障害者雇用）	令和元年8月7日（水）
富山	2種（障害者雇用）	令和元年8月9日（金）
仙台	3種（エイジレス雇用）	令和元年8月19日（月）
〃	2種（障害者雇用）	令和元年8月20日（火）
東京	1種（育児者雇用）	令和元年9月2日（月）
〃	3種（エイジレス雇用）	令和元年9月3日（火）
〃	2種（障害者雇用）	令和元年9月4日（水）
〃	4種（学生雇用）	令和元年9月5日（木）
広島	2種（障害者雇用）	令和元年9月10日（火）
福岡	2種（障害者雇用）	令和元年9月12日（木）
〃	4種（学生雇用）	令和元年9月13日（金）
東京	2種（障害者雇用）	令和元年9月17日（火）

*今回資格試験は行いません。

【関係ウェブサイト】

●雇用環境整備士公式ホームページはこちら
<http://www.jee.or.jp/eei/eei.html>

●雇用環境整備士資格講習会公式ホームページはこちら
<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

●雇用環境整備士資格者一覧名簿（全国版）はこちら
<http://www.jee.or.jp/eei/list.xls>

7月24日現在、上記会場空きあります。受付中

☆☆育児・障害・エイジレスQ&Aコーナー☆☆

/講習会で寄せられた受講者からの質問と講師の回答

Q1. 育児者が短時間勤務の申し出で6 時間未満を希望した場合、雇用形態を変更して問題ないのでしょうか。

(医療関係総務担当者より)

A1. 育児休業取得者がその終了後、短時間勤務制度を利用する場合で、会社には6 時間の短時間勤務制度しかない場合に、労働者から6 時間未満で働きたいと申し出があった場合、会社はその申し出を拒否することは可能です。個人的にはその申し出を認めることが望ましいと思いますが、あくまで法的解釈としては拒否することができます。労働者が制度にない6 時間未満の短時間勤務をした場合、ご質問の雇用形態の変更が正社員からパート社員などへの身分変更であればそれはできないと考えられます。ただし役職を降り



てもらふ等に関しては、事前の説明により労働者の同意のもとに可能と考えられます。

Q2. 特性(身体感覚)の障害者対応で「締めつけられる感覚」でどこまでがワガママでどこからが障害があるのか…などの判断ができるのでしょうか。例えばネクタイが苦手な身体感覚障害の人が、どうしても業務上ネクタイをつけなければならない場面になったらどうすればいいのでしょうか。

(企業総務担当者より)

A2. 実際に感覚過敏によりネクタイを締めるのが苦手な方は、職場に希望する配慮として申し出ることでありますので、本人の申告をよく聞いたうえで企業として判断することになります。個人差がありますので1分たりともネクタイを締めることができないのか、短時間であれば可能なのかは本人に確認してみないとわかりません。本人の配慮要請について話を聞き、双方で話し合い、合議の上で配慮事項として決定するというプロセスを取っていくことになります。会社は申告があったら早めの対応が重要です。



Q3. 私は60代半ばの労働者です。現在ハローワークで就活中なのですが、ハローワークで紹介された企業があり、求人票の職種に応募し合格致しましたが、いざ働いてみると応募した職種とは違い、別の職種だったら採用するとの事で、又離職してしまいました。このような場合はどうすればよいのでしょうか。求人票に書いてあった職種は、経験はあったので応募したのに残念でした。企業側には都合もあるでしょうが、責任をもっていただきたいと思います。このようなケースが頻繁に続くとハローワークの求人に信用できなくなってしまいます。

(就活中シニア労働者より)

A3. 求人票の職種に応募し合格したが実際に働いてみると、応募した職種とは別な職種で働かされ、その職種であれば引き続き採用を継続するといわれたので離職したという意味であれば、会社のハローワークにおける募集行為に問題があり、ハローワークに苦情の申し立てをして、その会社を指導してもらうのがよいと思います。また、それによってあなたが適当な職を探すことができなくなり、生活に支障が生じたというのであれば、民事上はその会社に対し民法第709 条に基づく損害の賠償を請求することができます。損害賠償の請求は裁判をしないとなりませんが、簡易裁判所における少額訴訟制度を利用すれば、弁護士を依頼しなくても、時間とお金をかけずにある程度の解決がすみやかに簡易的に図れるのではないかと思います。



高齢者の求人募集では入社後の業務が募集内容と異なる、拒むと採用されないというケースが多く苦情も増えています。

…＜そのほかの気になるお仕事の疑問募集中＞……

▼あなたの会社の悩み受け付け中。総務人事担当者、役員、管理職の方で育児・障害・エイジレスの雇用に困り際には質問お寄せください！また、当事者からの職場や仕事での悩みやご質問も受け付けています。雇用環境整備士講習会の講師が回答いたします。

▼過去の講習会で寄せられたQ&Aバックナンバーは本機構ホームページから無料ダウンロードできます。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

☆☆新着お知らせ☆☆

/本機構事務局より

(1) 雇用環境整備士講習会第Ⅳ種講師変更のお知らせ

雇用環境整備士資格 第Ⅳ種（学生雇用）講習会の講師が、諸事情により変更になりました。開催日程や講義内容に変更はございません。

(旧) 当初の予定講師 船木陽子

(改) 社会保険労務士 圓城寺美紀（東京・大阪・福岡）
社会保険労務士 山本 貞明（名古屋）

(2) 第Ⅳ種のAM講習会、中止のお知らせ

以下の講習会は講師が諸事情により中止となりました。受講希望者におかれましては、誠に申し訳ございませんでした。

「学生をアルバイトで雇用する際、今後のキャリア形成支援につなげられるよう雇用主及び人事担当者が知っておくべき知識講習会」

※東京・大阪・名古屋・福岡の全会場中止となりました。

※午後からの雇用環境整備士資格講習会は開催します。

(3) 本機構の公式ツイッターも活用ください。



https://twitter.com/jee_twt

……＜日本雇用環境整備機構 NEWS について＞……

★本誌は毎月1回、本機構の情報交流制度に加盟している方にのみ配信しています。加盟するには以下から。

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>

●パスワードは加盟員個人しか利用できません。但し、法人加盟員に限り従業員全員へパスワード配布を許可。

●メールアドレス変更&配信停止

<http://www.jee.or.jp/mailmagazineout.htm>

●プライバシーポリシー

<http://www.jee.or.jp/privacy/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます。但し加盟員のみ閲覧許可。

パスワードは事務局より受け取ってください。

<http://www.jee.or.jp/mailmagazine/mailmagazine.html>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

今月から雇用環境整備士資格講習会（夏季）が始まりました。開催数を例年の9～10会場から倍の20会場に増やし、受講者数も150%増の1,000名超となる見込みです。国家公務員だけでなく、全国の地方行政（都道府県市区町村）で過去最高の障害者雇用が今春行われ、精神・発達障害者の就職件数激増を背景に、一方で大量の障害者雇用をしたものの適切な配慮をマネジメントできずに苦慮し始めるのが3～4カ月経過した今夏だと考え、企業担当者や行政庁職員の方々に情報知識提供できればとの思いから通年より拡大し開催します。 一事務局一

次号 8月号の特集は

『高齢社会をよくするために、高齢者雇用の
あるべき姿と企業が取り組むべき責務（仮題）』

/執筆：樋口恵子（東京家政大学名誉教授）

-----8/25日発刊メール配信予定-----

日本雇用環境整備機構ニュース第4号作成委員

編集長 日本雇用環境整備機構事務局長

編集 日本雇用環境整備機構事務局/総務部

監修 日本雇用環境整備機構事務局/広報部

協力 石井京子/池嶋貫二/馬場実智代/小松誠

出典 2019.3.22付 東京新聞

雇用環境整備士クイズの答え：③が正しい

①育休は男性・女性共に認められている制度だが、産休は女性にのみ認められている制度である。②労働基準法で労働に従事させてはならないと定められているため、妊婦本人の希望があったとしても会社は労働をさせてはならない。③妊婦に対して周囲の配慮は勿論望ましいが、障害者雇用のように法律で合理的配慮義務として明示はされていない。④パパママ育休プラス制度とは、国の支給金額がプラスされる制度ではなく、同時に育休を取得することで多くの休暇日数がプラスされる制度のことである。

MEMO：

このメールは情報交流制度加盟員及び本機構関係者へのみ配信している会員加盟員限定のサービスです。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせ／本機構事務局：03-3379-5597

お問い合わせ受付時間／10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。

令和元年度 第 1 回【夏季】
『雇用環境整備士資格(第Ⅰ種～第Ⅳ種)』講習会開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■近年の労働者意識は“ワークライフバランス”なる用語の発生にも見られるように個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきました。育児者・障害者・エイジレス（35歳以上又は高齢者）の活発な採用を国内促進すべきであることは、雇用主並びに使用者に課せられた責務ですが、これら対象者への雇用状況は決して十分なものとは言えず、且つ職場で勤務するこれら当事者にとっても理解ある適正な職場環境の整備を雇用主に望む声が大きくなってきております。

本機構では、このような事態に対応し、これら対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務担当部局にこれらの方々を雇用する際または雇用した際の専門知識者を育成・養成しています。本講習ではこれら対象者への労働関係法令や受け入れた際の知識と情報を講義し、知識を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者として設置することで育児・障害・エイジレス雇用の適切な雇用環境整備の一層の推進に資することを目的としています。

育児介護休業法改正・障害者雇用促進法改正・高齢者雇用安定法改正等への不適用、職場環境の未整備により増加している労働争議・訴訟を未然に防ぐため専門知識者の育成と整備士の設置をお願い申し上げます。
※今回より第Ⅳ種（学生雇用）を新設し、学生を雇用した際の適正な職場環境整備の知識者も養成します。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

雇用均等両立、障害者雇用、エイジレス(35 歳以上の中途採用)に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には本講習会を受講され、雇用環境整備士として今後の業務にご活用ください。また、社会保険労務士、人材派遣会社等での勤務者は雇用に関する専門知識者としてご活用ください。

■資格者証交付・認定・登録（雇用環境整備士：全国延べ 6,937 名 H31 年 3 月末現在）

本講習を受講した者には資格者証を交付し、雇用環境整備士として認定並びに登録させていただきます。
※育児者雇用（第Ⅰ種）、障害者雇用（第Ⅱ種）、エイジレス雇用（第Ⅲ種）、学生雇用（第Ⅳ種）のいずれか 1 科目以上を受講された方を雇用環境整備士として認定しています。 *今回資格試験は行いません。

1. 開催地・開催科目・日程・会場（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	開催科目	開催日程・会場	開催地	開催科目	開催日程・会場
大阪	第Ⅱ種（障害者雇用）	*開催終了しました	仙台	第Ⅲ種（エイジレス雇用）	令和元年 8 月 19 日（月） 仙都会館会議室
〃	第Ⅲ種（エイジレス雇用）	*開催終了しました	〃	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 8 月 20 日（火） 〃
〃	第Ⅳ種（学生雇用）	*開催終了しました	東京	第Ⅰ種（育児者雇用）	令和元年 9 月 2 日（月） 中野サンプラザ会議室
〃	第Ⅰ種（育児者雇用）	令和元年 7 月 26 日（金） 日本研修センター江坂	〃	第Ⅲ種（エイジレス雇用）	令和元年 9 月 3 日（火） 〃
名古屋	第Ⅳ種（学生雇用）	令和元年 7 月 30 日（火） 安保ホール会議室	〃	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 9 月 4 日（水） 〃
〃	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 7 月 31 日（水） 〃	〃	第Ⅳ種（学生雇用）	令和元年 9 月 5 日（木） 〃
〃	第Ⅰ種（育児者雇用）	令和元年 8 月 1 日（木） 〃	広島	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 9 月 10 日（火） IG 石田学園ビル会議室
東京日曜	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 8 月 4 日（日） 中野サンプラザ会議室	福岡	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 9 月 12 日（木） 福岡九州ビル会議室
長野	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 8 月 7 日（水） 長野バスターミナル会館	〃	第Ⅳ種（学生雇用）	令和元年 9 月 13 日（金） 〃
富山	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 8 月 9 日（金） タワー111 ビル会議室	東京②	第Ⅱ種（障害者雇用）	令和元年 9 月 17 日（火） 中野サンプラザ会議室

2. 講習科目・講師（講師の都合等により一部変更となる場合があります。）

(1) 挨拶（13：00～13：05）

(2) 雇用環境整備士概要（13：05～13：40）

(3) 講義内容はⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種・Ⅳ種により異なる（13：40～16：40）

【第Ⅰ種】育児者の雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

馬場社会保険労務士事務所長

馬場実智代

【第Ⅱ種】障害者の雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

一般社団法人日本雇用環境整備機構理事長

石井 京子

一般社団法人日本雇用環境整備機構理事

池嶋 貫二

（※東京・仙台・長野・富山会場は石井京子／大阪・名古屋・広島・福岡会場は池嶋貫二）

【第Ⅲ種】エイジレスの雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

一般社団法人日本人材派遣協会アドバイザー

大滝 岳光

【第Ⅳ種】学生の雇用における現状と課題・関係法令解説及び雇用環境整備解説

キャリアフォーラムあいち理事長・中京学園法律専門学校講師

船木 陽子

(4) 資格者証交付（16：40～16：50）

*今回資格試験は行いません。

3. 後援・協力依頼先（予定）

（一社）日本人材派遣協会、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会、（NPO）高齢社会をよくする女性の会、
（一社）高齢者活躍支援協議会、（NPO）障がい者ダイバーシティ研究会、（NPO）キャリアフォーラムあいち

4. 参加費（税込、テキスト代含む）※参加費は当日会場で申し受けます。

一般9,500円、本機構の情報交流制度加盟員8,500円、後援・協力依頼先等の会員等8,500円、
行政庁職員8,000円、社会保険労務士8,500円

5. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、1科目以上を選び、申込手順に従ってお申し込みください。
または下記申込書（1名につき1枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又はFAXしてください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

6. 申込締切期日

開催の1週間前までにお申し込み下さい（※郵送によるお申し込みの場合は必着）。但し、締切日前でも定員（東京会場各100名、以外の会場各50名）に達し次第締め切ることがあります。

全会場満席が予想されますのでお早めにお申し込み下さい。

7. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「雇用環境整備士講習係」（TEL. 03-3379-5597）

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5-8-1 第一ともえビル8F（オフィスタ内）

<雇用環境整備士資格講習会>受講申込書（郵送・FAX申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ 受講者氏名	申込み会場（複数受講可） ・大阪Ⅱ（7/23） ・東京日曜Ⅱ（8/4） ・東京Ⅱ（9/4） ・大阪Ⅲ（7/24） ・長野Ⅱ（8/7） ・東京Ⅳ（9/5） ・大阪Ⅳ（7/25） ・富山Ⅱ（8/9） ・広島Ⅱ（9/10） ・大阪Ⅰ（7/26） ・仙台Ⅲ（8/19） ・福岡Ⅱ（9/12） ・名古屋Ⅳ（7/30） ・仙台Ⅱ（8/20） ・福岡Ⅳ（9/13） ・名古屋Ⅱ（7/31） ・東京Ⅰ（9/2） ・東京②Ⅱ（9/17） ・名古屋Ⅰ（8/1） ・東京Ⅲ（9/3）	区分（下記何れか選択） ・一般 ・本機構の加盟員 ・後援団体の会員等 ・行政庁職員 ・社会保険労務士
連絡先 〒□□□-□□□□ 都・道 府・県	勤務先 ・ 自宅 （何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。） TEL. () (内線) FAX. ()	
勤務先名・部課名：		

※この申込書に記載された個人情報、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596

-令和元年版-『発達障害のある人の面接・採用のために役員・管理職及び人事担当者が知っておくべき知識講習会』開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■発達障害者雇用のための知識者の重要性は今後ますます増大します。

発達障害には自閉症・アスペルガー症候群や ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)等があることが知られています。平成 30 年 4 月の精神障害者の雇用の義務化、平成 31 年 2 月には初めての国家公務員試験障害者採用選考が行われ、過去最高の障害者雇用率が続く中で精神・発達障害者の就職件数が激増しています。発達障害者の採用面接では、発達障害の特性と業務への適応の見極め、さらに特性を考慮した合理的配慮の提供まで多岐に渡った判断が求められます。採用担当者及び役員・管理職にとって、発達障害の知識と適切な対応、適切な配慮を提供できるマネジメント能力は必須です。障害者雇用が進む中で、発達障害の特性に合わせた対応と雇用管理について詳しい知識を有する人材の配置が益々重要視されています。企業の人事担当者のみならず、障害者雇用の全国的な推進が始まった行政庁職員、障害者雇用に関わる役職員・管理者・総務人事担当者、発達障害に関わる医療関係者、大学校職員や就労支援機関などの支援者に向けた知識者養成にも対応した講習会です(*過去に開催された同名講習会とは内容が異なります)。

■本講習会の講師が著作した書籍『発達障害の人の面接・採用マニュアル』（発行元：弘文堂、初版：平成 25 年 12 月発刊）をテキストに講義します。企業の担当者が知っておくべき事項や留意点を説明・解説します。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、国立・私立大学就職課担当者、病院・発達障害医療関係者、人材派遣や人材紹介の業務に携わる関係者の方々は是非受講して下さい。

障害者雇用に携わる行政部課局や企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者、発達障害をもつ学生の就職支援を行う学生課担当者、人材派遣会社等での勤務者や雇用環境整備士資格者は雇用に関する専門知識者として勤務先において習得した知識をご活用ください。

■受講修了証交付

講習受講者には、本講習会を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士資格者（第Ⅱ種：障害者雇用）の方は単位取得制度認定講座 3 単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士講習は障害全般、本講習は発達障害に特化して解説する整備士講習の附属的な講義内容です。

*整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

1. 開催地・期日・会場・定員（全会場講義時間は 10：00～12：15 になります。）

開催地	期 日	会 場	定 員
大阪会場	令和元年 7 月 23 日（火）	日本研修センター江坂	*開催終了
名古屋会場	令和元年 7 月 31 日（水）	安保ホール会議室	50 人
東京日曜会場	令和元年 8 月 4 日（日）	中野サンプラザ会議室	50 人
長野会場	令和元年 8 月 7 日（水）	長野バスターミナル会館	50 人
富山会場	令和元年 8 月 9 日（金）	タワー111 ビル会議室	50 人
仙台会場	令和元年 8 月 20 日（火）	仙都會館会議室	50 人
東京会場	令和元年 9 月 4 日（水）	中野サンプラザ会議室	50 人
広島会場	令和元年 9 月 10 日（火）	IG 石田学園ビル会議室	50 人
福岡会場	令和元年 9 月 12 日（木）	福岡九州ビル会議室	50 人
東京会場②	令和元年 9 月 17 日（火）	中野サンプラザ会議室	50 人

2. 講師

東京会場（全会場）・仙台会場・長野会場・富山会場・・・本機構理事長 石井京子
大阪会場・名古屋会場・広島会場・福岡会場・・・本機構理事 池嶋貫二

3. 受講料（税込、テキスト代別）※参加費は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 4,000 円、
既雇用環境整備士（第Ⅱ種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

4. テキスト及びテキスト代 ※テキストは当日会場で配布いたします。

『発達障害の人の面接・採用マニュアル』（発行：弘文堂、初版：H25 年 12 月発刊）
講習会受講者特価：1,850 円（税込）（定価税込：1,944 円）

5. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1 名につき 1 枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又は FAX してください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

6. 申込締切期日

開催の 1 週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください。

7. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構「発達障害者雇用の知識養成講習係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともビル 8F（オフィス内）

＜発達障害のある人の面接・採用のために知っておくべき知識講習会＞

受講申込書（郵送・FAX 申込用/コピー可）※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ 受講者氏名	申込み会場（下記何れかに○を付けて下さい） ・大阪会場(7/23)・名古屋会場(7/31)・東京日曜(8/4) ・長野会場(8/7)・富山会場(8/9)・仙台会場(8/20) ・東京会場(9/4)・広島会場(9/10)・福岡会場(9/12) ・東京会場②(9/17)
連絡先 勤務先 ・ 自宅（何れかに○をつけてください。FAX は必ず記入してください。） 〒□□□-□□□□ TEL. () (内線) FAX. () 都・道 府・県	
勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格 有 ・ 無

	摘 要（以下項目の何れかに○印を付けてください）	金 額
受 講 料	1 一般 5,000 円（税込） 2 本機構の情報交流制度加盟員 4,000 円（税込） 3 既雇用環境整備士(第Ⅱ種)又は当日整備士講習会受講者 4,000 円（税込）	円
テ キ ス ト	1 購入する 『発達障害人の面接・採用マニュアル』（発行：弘文堂、初版：H25 年 12 月発刊）講習会特価：1,850 円（税込） 2 購入しない（当日持参する）	円
合 計		円

FAX 送付先：03-3379-5596

『外国人を雇用する際に雇用主及び人事担当者が知っておくべき知識と育児中の外国人を雇用するポイント講習会』開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■ 労働力人口の減少による外国人労働者雇用の需要が増大しています

コンビニや飲食店等いたるところで外国人労働者を見かける機会が増えました。深刻な労働力不足から、多くの企業が外国人労働者の雇用を拡大しています。少子高齢化が進行する中で、外国人労働者の労働力の有効活用は企業にとってこれからの大きなテーマとなってくるでしょう。本講習では、外国人を雇用する事業主が知っておくべき知識習得を目的として、TVのニュース等で取り上げられている新たな在留資格について、何故いま法改正が必要なのか、そして法改正によって何がどう変わるのか、雇用主として今更聞けない、しかし知っておかなければならない外国人雇用の基礎知識について講義します。

■ 外国人労働者にかかわる法律の改正と外国人の雇用で必要となる労務管理の基礎知識

外国人を雇用するにあたって、日本人を雇用する場合との違いを雇用主・使用者は当然知っておかなければ労働争議やトラブルになります。例えば、就労時間に制限のある外国人労働者を、制限時間を超えて就労させた場合、法律違反として事業主は罰則を受けることになります。外国人を雇用する際に最低限これだけは知っておくべき法律、外国人労働者ならではの注意しなければならない具体的事項、及び業種・業界によっては外国人主婦や育児中の外国人をパートタイマー等で雇用する場面が今後増えてくると思われますが、育児中の外国人労働者に関して特に注意しなければならない雇用主（特に役員・管理職・現場責任者・総務人事担当者）が知っておくべき労務管理の基礎知識、ポイントなどを解説することで社内の知識者養成に主眼を置いた講習内容となっています。

■ 雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々は是非受講してください。

労働・雇用に関わる行政担当官、外国人労働者雇用に関わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には、是非この機会に本講習会を受講され、今後の業務にご活用ください。また、総務・人事部課局への就職希望者や社会保険労務士、外国人を活用する業種の自営業者や現場責任者、人材派遣会社等での勤務者の方は習得した知識を勤務先において是非ご活用下さい。

■ 受講修了証交付

講習受講者には、本講習会を受講したことを証する受講修了証を交付いたします。

雇用環境整備士（第Ⅰ種）資格者の方は単位取得制度認定講座 3 単位が付与されます。

同日同会場にて雇用環境整備士資格講習会も開催されますので、併せて受講いただくことも可能です。

*整備士講習は育児者関連全般、本講習は育児中外国人の部分に焦点を合わせて解説する整備士講習の附属的な講義内容です。整備士以外の方でもどなたでも受講できます。

1. 開催地・期日・会場・定員（*申込者には受講票と会場地図をお送りします）

開催地	期 日	会 場	定 員
大阪会場	令和元年 7 月 26 日（金）	日本研修センター江坂	50 人
名古屋会場	令和元年 8 月 1 日（木）	安保ホール会議室	50 人
東京会場	令和元年 9 月 2 日（月）	中野サンプラザ会議室	50 人

2. 講 師 馬場社会保険労務士事務所長・雇用環境整備士資格（第Ⅰ種）講習会講師 馬場実智代

3. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

1. 開会挨拶（10：00～10：05）
2. 出入国管理及び難民認定法（入管法）改正の経緯と法律の概要（10：05～10：30）
3. 外国人雇用における現状と雇用に際して注意すべき基礎知識（10：30～11：50）
4. 育児中の外国人を雇用する際に雇用主が知っておくべきポイント（11：50～12：10）
5. 受講修了証交付（12：10～12：15）

4. 受講料（税込） ※受講料は当日会場で申し受けます。

一般 5,000 円、本機構の情報交流制度加盟員 4,000 円、
既雇用環境整備士（第Ⅰ種）資格者 4,000 円、当日雇用環境整備士資格講習会を受講する方 4,000 円

5. テキスト（当日全員へ無料配布します）

本講習テキストは「外国人雇用に関する Q&A」（東京労働局職業安定部）、「まる分かり 2019 年施行入管法～特定技能資格の創設～」（労働新聞社編）等を参考に本講習講師が作成した資料とスライドを使用します。

6. 申込み方法

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。または下記申込書（1 名につき 1 枚。コピー可）に記入し、下記申込先宛郵送又は FAX してください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

7. 申込締切期日

開催の 1 週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）
ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切ることがありますのでお早めにお申し込みください。

8. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「外国人雇用講習会係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

＜外国人を雇用する・育児中の外国人を雇用するポイント講習会＞
受講申込書（郵送・FAX 申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ	希望会場	区分（下記何れかに○を付けてください）
受講者氏名	・大阪 7/26 ・名古屋 8/1 ・東京 9/2	・一般（5,000円） ・本機構の情報交流制度加盟員（4,000円） ・既雇用環境整備士（第Ⅰ種）（4,000円） ・当日整備士講習会を併せて受講する者（4,000円）
連絡先 勤務先 ・ 自宅（何れかに○をつけてください。FAX は必ず記入してください。） 〒□□□-□□□□ 都・道 府・県	TEL. () (内線) FAX. ()	
勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格	有 ・ 無

※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596

2. 講 師 NPO 法人キャリアフォーラムあいち理事長・中京学園法律専門学校講師 船木 陽子

3. プログラム（予定）（都合により一部変更となる場合があります。）

- 1. 開会挨拶（10：00～10：05）
- 2. 学生のアルバイトを取り巻く現状と課題（10：05～10：20）
- 3. 学生のキャリア形成を阻む悪要因とトラブル危険性について（10：20～11：00）
- 4. 学生の将来のキャリア形成支援のために雇用主が知っておくべき知識（11：00～12：10）
- 5. 受講修了証交付（12：10～12：15）

4. 後 援

5. 受講料

一般
雇用
後援

000 円、

6. テキス

本誌

7. 申込

イ
書（

申込

8. 申込

開催の1週間前までにお申し込みください。（※郵送によるお申し込みの場合は必着）

9. 申込先・問合せ先

一般社団法人日本雇用環境整備機構 「学生キャリア形成講習会係」（TEL. 03-3379-5597）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 5-8-1 第一ともえビル 8F（オフィスタ内）

<学生アルバイト雇用におけるキャリア形成支援講習会>
受講申込書（郵送・FAX申込用/コピー可）

※インターネットによる申込の場合は必要ありません

フリガナ	希望会場	区分（下記何れかに○を付けてください）
受講者氏名	・大阪 7/25 ・名古屋 7/30 ・東京 9/5 ・福岡 9/13	・一般（5,000円） ・本機構の情報交流制度加盟員（4,000円） ・既雇用環境整備士（第IV種）（4,000円） ・当日整備士講習会を併せて受講する者（4,000円） ・後援団体の会員または関係者（4,000円）
連絡先 勤務先・自宅（何れかに○をつけてください。FAXは必ず記入してください。） 〒□□□-□□□□	TEL. () (内線) FAX. ()	
都・道 府・県		
勤務先名・部課名：	雇用環境整備士資格	有 ・ 無

※この申込書に記載された個人情報は、講習実施に関する必要な書類等の作成、送付及び本講習の内容に関する情報の送付に使用します。それ以外の目的には使用いたしません。

FAX 送付先：03-3379-5596